

⑥ 野焼きは禁止されています

「野焼き」とは、廃棄物(ごみ)を野外で燃やすことで、一部の例外を除き法律で禁止されています。「行為者が火元から離れているようで火事が心配」「洗濯物が干せない」など多くの苦情が寄せられていますので、少量であってもごみは集積所に出すなど適正に処分しましょう。

また、農業や林業を営むためのやむを得ない焼却については例外とされていますが、煙の量や風向きによって、近隣とのトラブルが増えているほか火災の原因にもなっています。周辺地域の生活環境への影響が著しいものは指導の対象となる場合がありますので、次のことに配慮してください。

- ・火を付けたら火元から離れない(最後まで消火できたことを確認すること)
- ・強風時は避け、風向き、時間帯を考慮する
- ・住宅との距離に気を付け煙の量や臭いが近所の迷惑にならない程度にとどめる
- ・事前に近隣への声かけなどを行い、相互理解を図る

※地域の生活環境への配慮をお願いします。

問 環境保全課(内線 125) 笠間支所地域課(内線 72115) 岩間支所地域課(内線 73115)

⑦ 浄化槽補助の申請期間を延長します

市では、合併処理浄化槽を設置する費用の一部を補助(下水道や農業集落排水事業の計画区域を除く)しています。単独処理浄化槽・くみ取りトイレから高度処理型浄化槽への転換を促進するため、転換による設置の場合には、新築等に伴う設置の場合よりも補助を増額しています。

このたび、申請期間を令和2年1月31日(金)まで延長しますのでお知らせします。

※新築等とは、新築・改築などの建築確認を伴う場合。

対象合併処理浄化槽 高度処理型浄化槽(N型)

限度額

	単独処理浄化槽やくみ取りトイレからの転換の場合	新築等の場合
5人槽	645,000 円	533,000 円
7人槽	772,000 円	644,000 円
10人槽	959,000 円	787,000 円

※単独処理浄化槽からの転換の場合は、さらに撤去費 90,000 円を補助します。

申請方法 申請の前に補助に該当するか補助希望申し込みの届出が必要となります。補助対象基準がありますので、必ずご確認ください。補助を受けるには、維持管理に係る一括契約および法定検査の事前申し込みが必要です。

申請期限 令和2年1月31日(金)

工事完了期限 令和2年3月13日(金)

申・問 下水道課(内線 71112)

「かさめ〜る」にご登録ください

「かさめ〜る」とは、メールアドレスを登録していただくことによって、市の情報を携帯電話やインターネット接続されたパソコンへメールを配信するサービスです。

内容 ・行政情報 ・災害情報 ・防災無線情報 ・観光情報 ・火災情報
・不審者情報 ・放射線情報

料金 登録無料(通信費は各自負担)

登録方法 市ホームページからご登録ください。「かさめ〜る」で検索)

問 秘書課(内線 225)



携帯電話から